

糸島市補助金設計書

所管課 危機管理課

補助金名称	安全・安心まちづくり事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市安全安心まちづくり事業補助金交付規定

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策3_防犯・交通安全の推進

施策①_地域の防犯力の向上

1 補助の目的

地域において市民及び事業者等が自主的に行う防犯活動、交通安全活動、防災活動等に対して補助金を交付することで、犯罪、事故等を未然に防止し、市民が安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進める。

2 成果指標

指標①	青パト活動実施校区数		
目標値①	14	(単位)	校区
指標②	全校区の年間青パト活動件数		
目標値②	1120	(単位)	回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

- (1)防犯活動…地域におけるパトロール及び立しよ、防犯マップの作成等
- (2)交通安全活動…通学路におけるパトロール及び立しよ、交通安全施設の点検並びに交通安全教育等の開催
- (3)防災活動…消防活動及び水防活動
- (4)その他市長が認める活動

【補助対象者】

安全安心まちづくり活動に取り組む市民で組織する団体又は事業者等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する費用(ただし、会議費、車両積立金等は除く)

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

補助限度額は防犯活動:5万円、その他は2万円

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 6 年度 まで